

令和7年度 第2回倉吉市農業委員会会議事録

1 開催日時 令和7年5月9日(金) 午後3時00分から午後3時50分

2 開催場所 倉吉市役所 第2庁舎3階 会議室302

3 出席委員 (27人)
会長 2番 山脇 優 委員

農業委員

1番 高見美幸 委員	3番 船越省吾 委員	4番 田村静伸 委員
5番 福井章人 委員	6番 藤井由美子 委員	7番 室山恵美 委員
8番 吉村年明 委員	9番 山下賢一 委員	10番 筏津純一 委員
11番 堀川理恵 委員	12番 數馬 豊 委員	13番 鐵本達夫 委員
14番 美田俊一 委員	15番 衣笠健一郎 委員	16番 松本幸男 委員
18番 原田明宏 委員	19番 早田博之 委員	

農地利用最適化推進委員

福井満寿美 委員	山脇賢治 委員	塚根正幸 委員	田倉恭一 委員
秋山美香 委員	藤原 治 委員	林 修二 委員	小谷義則 委員
山下洋一郎 委員			

4 欠席委員 (1人)
17番 河野正人 委員

5 議事日程

第1 開会

第2 会長あいさつ

第3 議事録署名人の決定

第4 連絡・報告事項

第5 議事

議案第6号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第7号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第8号 非農地・非採草放牧地現況証明申請について

議案第9号 農用地利用集積等促進計画について

第6 その他

第7 閉会

6 農業委員会事務局職員

局長 内川 啓二

局長補佐 梶本 幸敬

主任 岩田 寿朗

経済観光部農林課職員

主幹 清水 彰夫

7 会議の概要

(1) 開 会

事務局 ただ今より、令和7年度第2回農業委員会会議を開会いたします。初めに山協会長よりごあいさつをお願いいたします。

(2) 会長あいさつ

会 長 (会長あいさつ)

※ 議長選出

事務局 この後は農業委員会会議規則第3条により、会長が議長となり会議を進行していただきます。よろしくをお願いいたします。

(3) 議事録署名人の決定

議 長 それでは本日の議事録署名人ですが、私のほうで指名させていただいてもよろしいでしょうか。

(はいの声)

議 長 それでは指名をさせていただきます。14番 美田委員、15番 衣笠委員に本日の議事録署名人をお願いいたします。

※ 欠席・遅刻届連絡委員の報告

議 長 欠席届は17番 河野委員が集落の葬儀が入ったためということでございます。

(4) 連絡・報告事項

議 長 それでは(4)連絡報告事項、事務局からお願いします。

事務局 令和7年度第2回倉吉市農業委員会会議報告及び予定事項でございます。別紙をご覧ください。(以下事務局説明)

(5) 議 事

議 長 それでは農業に関する相談会の相談はなかったようですので、続きまして(5)の議事に入ります。本日の議事について、事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは本日の議案について説明させていただきます。始めに議案第6号農地法第3条の規定による許可申請についてでございます。議案2ページのとおり、番号1〇〇〇〇〇〇地内における畑1筆の売買を含め4件の申請がございます。このうち番号3は親子間での贈与、番号4は営農型太陽光発電施設の下部農地等の賃貸借の期間延長でございます。

続いて議案第7号 農地法第5条の規定による許可申請についてでございます。議案4ページのとおり3件の申請がございます。番号1は〇〇地内における一般住宅の建築でございます。申請地は都市計画用途区域の第1種中高層住居専用地域に指定されておりますので農地区分は第3種農地で、原則許可でございます。

番号2は〇〇〇地内における一般住宅の建築でございます。申請地は都市計画用途区域の第1種中高層住居専用地域に指定されておりますので農地区分は第3種農地で、原則許可でございます。番号3は〇〇地内における営農型太陽光発電施設の賃貸借期間の延長によるもので、こちらは太陽光パネルの支柱及びフェンスにかかるものでございます。申請地は農振農用地に指定されており、許可根拠は一時転用によるものでございます。

次に議案第8号 非農地・非採草放牧地現況証明申請についてでございますが、議案6ページから7ページのとおり5件の申請がございます。

議案第9号 農用地利用集積等促進計画については議案10ページから12ページのとおり60件の利用権の設定と、議案の13ページから14ページのとおり2件の所有権移転について協議がございます。本日の議案は以上でございます。

議案第6号 農地法第3条の規定による許可申請について

議長 それでは議事に入らせていただきます。議案第6号 農地法第3条の規定による許可の申請について委員の皆さんにお諮りいたします。議案に対する質疑を求めます。ありませんか。

(なしの声)

議長 ないようですので、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

議長 はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので承認といたします。

議案第7号 農地法第5条の規定による許可申請について

議長 続きまして、議案第7号 農地法第5条の規定による許可申請について委員の皆さんにお諮りいたします。本件につきましては、本日午前10時30分より当番委員であります衣笠委員、藤原委員、藤井職務代理、内川局長、岩田主任と私の6人で現地の調査に行っておりますので、代表して藤原委員より報告をお願いいたします。

藤原推進委員 はい、推進委員の藤原です。3件4筆の現場確認を行いました。問題なしということで報告させていただきます。

議長 はい、ただ今報告がありました。問題なしということでございますので、ただ今の案件について質疑を求めます。ありませんか。

(なしの声)

議長 ないようですので、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

議長 はい、全員賛成でございますので承認といたします。

議案第8号 非農地・非採草放牧地現況証明申請について

議 長 続きまして議案第8号 非農地・非採草放牧地現況証明申請について委員の皆さんにお諮りいたします。本件につきましても現地の調査に行っておりますので、引き続き藤原委員より報告をお願いいたします。

藤原推進委員 はい、5件の現場確認を行いました。問題なしということをご報告させていただきます。

議 長 はい、問題なしということで報告がございました。それではただ今の案件について質疑を求めます。ありませんか。

(なしの声)

議 長 なしということでございますので、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

議 長 はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので承認いたします。

議案第9号 農用地利用集積等促進計画について

議 長 続きまして議案第9号 農用地利用集積等促進計画についてお諮りいたしますが、利用集積等促進計画各筆明細に該当委員に係る案件がございますので、事務局より全体の説明を受ける前に該当委員に係る案件を先に審議させていただくことにご異議ございませんか。

(なしの声)

議 長 異議なしということでございますので、進めさせていただきます。農業委員会等に関する法律第31条の規定により該当委員の退席を求めます。

12ページ番号57番から58番は、18番 原田委員に係る案件でございますので、退席を求めます。

(原田委員 退席)

議 長 それでは、原田委員が退席しましたので事務局より説明をお願いします。

事務局 12ページ農地番号57番でございます。借受経営体は、〇〇〇〇。土地につきましては〇〇〇〇〇の1筆取扱面積3,240㎡の水田の促進計画で、賃借権の設定でございます。その他、農地番号58番を合計いたしまして2筆の取扱面積3,630㎡の水田の促進計画で、賃借権の設定でございます。以上でございます。

議 長 ただ今、原田委員の案件について事務局より説明がありました。議案に対する質疑を求めます。

(なしの声)

議 長 質疑がないようですので、挙手による採決を求めます。ただ今の案件につきまして、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

議 長 ありがとうございます。全員賛成ということで承認いたします。それでは、原田委員の入場を求めます。

(原田委員 入場・着席)

議 長 原田委員へ、ただ今の案件につきましては、異議なしということで承認されましたことをご報告申し上げます。

続きまして12ページ番号59番から60番は、5番 福井章人委員に係る案件でございますので、退席を求めます。

(福井章人委員 退席)

議 長 それでは、福井委員が退席しましたので事務局より説明をお願いします。

事務局 12ページ農地番号59番でございます。借受経営体は、〇〇〇〇。土地につきましては〇〇の1筆1,161㎡の水田の促進計画で、賃借権の設定でございます。その他、農地番号60番を合計いたしまして2筆1,909㎡の水田の促進計画で、使用賃借権の設定でございます。以上でございます。

議 長 ただ今、福井委員の案件について事務局より説明がありました。議案に対する質疑を求めます。

(なしの声)

議 長 質疑がないようですので、挙手による採決を求めます。ただ今の案件につきまして、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

議 長 ありがとうございます。全員賛成ということで承認いたします。それでは、福井委員の入場を求めます。

(福井委員 入場・着席)

議 長 福井委員へ、ただ今の案件につきましては、異議なしということで承認されましたことをご報告申し上げます。

以上で該当する出席委員の案件については終わりましたので、その他の案件について事務局、説明をお願いします。

事務局

はい、10ページでございます。農用地利用集積等促進計画につきましては、10ページの番号1番から12ページの番号60番まで、合計で115,424㎡の水田、畑でございます。

続きまして、13ページでございます。売買関係でございます。所有権を移転する者、〇〇の〇〇〇〇さんから公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構に移転して、次に機構から〇〇〇の〇〇〇〇〇さんに所有権を移転する計画でございます。移転する土地は〇〇〇、〇〇、〇〇〇の6筆3,947.3㎡の水田、畑でございます。対価は170,000円、10アールあたりですと43,070円でございます。

続きまして、14ページでございます。売買関係でございます。所有権を移転する者、〇〇〇の〇〇〇〇さんから公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構に移転して、次に機構から〇〇〇の〇〇〇〇〇さんに所有権を移転する計画でございます。移転する土地は〇〇〇の2筆2,627㎡の水田でございます。対価は140,000円、10アールあたりですと53,293円でございます。

賃借権受ける者の農業経営の状況につきましては15ページから18ページ、所有権の移転を受ける者の農業経営の状況につきましては、19ページ記載のとおりでございます。補足ですが先月農林課清水主幹も説明をしておりましたが、今月から農業経営の状況につきましては、経営基盤強化促進法による利用権設定に用いていた書式とすることといたしました。

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により倉吉市長から協議がありましたので、本会の意見を求めるものでございます。以上でございます。

議長

ただ今全体につきまして説明がございました。皆さまからの議案に対する質疑を求めます。ありませんか。

(なしの声)

議長

ないようですので、議案第9号につきまして賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

議長

ありがとうございました。全員賛成でございますので承認といたします。以上で議事は終結といたします。

(6) その他

議長

続きまして別冊、その他報告・連絡事項をご覧ください。(1) あっせん申出のあった農地及びあっせん委員の選任について、梶本局長補佐より説明をしてください。

事務局

はい、2ページのあっせん申出のあった農地及びあっせん委員の選任についてということです。今回は6件ありました。1番目から説明させていただきたいと思います。

ようか。かなり面積がありますか。

15番 以前は6反、7反ぐらいはあったと思います。

議長 もしあったらまた紹介してみてな。情報提供してあげてください。それでは(2)農地等のあっせん活動の状況について報告をお願いします。1番、田倉委員。

田倉推進委員 田倉です。この分につきましては隣の田んぼを〇〇の〇〇さんが作っておられまして、話をしたところついでだからやります、ということでした。

議長 〇〇〇〇さんか。

田倉推進委員 はい、そうです。

議長 続きまして2番、山脇委員。

山脇推進委員 土地は〇〇になっていますけれども、〇〇の集落に近いほうでそちらのほうの農家の方に話をしましたら、作っていただけるということになりました。本年から水稻の作付けをするということで話ができましたので、報告させていただきます。

議長 はい、ありがとうございました。続きまして、3番山下委員。

9番 はい、山下です。この件につきましては3つ目の221㎡は三角の狭い田んぼなので、これはどうにもならないということで。上の2つを今年は水稻の苗を準備してしまったのでどうにもならないんですけど、来年にはちょっと考えてみますということで話をしています。

議長 これは、どなたが作るの。

9番 〇〇さんです。

議長 〇〇の。

9番 そうです。

議長 はい。次は、衣笠委員。

15番 はい。〇〇〇〇さんの〇〇〇の田んぼですけども、耕作者は見つからなかったのですが〇〇さんも別のほうで探しておられたようで、〇〇で稲作しておられる農業者さんが1年間だけ試しに作ってみるということになりました。

議長 はい、ありがとうございました。続きまして5番。

塚根推進委員 塚根です。〇〇さんの畑ですけど、〇〇〇の〇〇〇〇さんが作るということ

で賃貸借の話がまとまりました。以上です。

議 長 はい、ご苦労様でした。次は6番、福井委員。

福井推進委員 福井です。この農地は〇〇〇〇の〇〇〇の練習場の前になってまして、7畝弱の農地に2棟のハウスが建っていますので農地として使えるのは3畝程度です。声をかけさせていただきましたが、長らく使われていないためになかなか3畝程度の耕作者というのは見つかりませんでした。引き続き違う方面から声かけしてみようかと思っております。以上です。

議 長 今はどうなってますか。

福井推進委員 宅地みたいに土が硬くなってしまっています。ハウスは5メートルぐらいあります。いざ使おうかと思ったらやっぱりシートは貼り替えないといけないだろうということでした。なかなか賑やかなところなので、宅地にしたとしても販売は難しいと思っております。

議 長 はい、引き続きをお願いします。最後は、小谷委員。

小谷推進委員 推進委員の小谷です。7番を報告いたします。この場所は〇〇と〇の境あたりで、〇〇〇〇沿いと〇〇〇の堤防の外です。国道から見るとかなり段差があるところです。それで、2年ほど前まで〇〇在住の〇〇〇〇さんの息子さんが大豆等を作っていたんですけど、ここへ入る道がかなり狭く機械も大型化しており入りづらいという点がありました。それからこれは改良区の管理になりますが水路がめげておりましてですね、水田にはできないということで豆類を作っていたのですが、申し上げたとおりここへ到達するのに手間がかかるということで返されて、あっせんの申請が出てきました。水田ではないということで、豆作りということになると作る人も限られておりまして、いろいろ探しているんですが今日の段階では見つかっておりません。以上です。

議 長 ご苦労様でした。以上であっせん活動の状況について報告は終わりました。(3) その他、事務局どうぞ。

事務局 はい。本日机の上に全国農業図書「活動記録簿記入の手引と活動記録簿最適化活動分類例」が県農業会議から配布されたので今回置かせていただきました。これは全国にむけた手引ということでご理解ください。

倉吉市として推奨していない記録をお伝えしておきます。具体的には、9ページ記入例10の項目5の2で、新規就農者から相談を受けた際、農業者年金について説明したとあるんですが、農業者年金についての説明はお手元の記録簿の記入用紙裏面を見てもらうと大項目5番の農業者年金の普及推進に該当していて、いつも言っています最適化交付金の交付要件に該当するのは大項目の2、3、4に該当する活動です。活動の記録は大項目5番としてしてもらってもいいのですが、交付金対象にはならないということをお伝えしたいと思えます。

併せて10ページの記入例11の項目1で9月の農業委員会総会に出席した、とありますがこれは、記録簿裏の大項目1の総会、研修会等の出席に該当し、

同様に交付金対象にはならないということをお伝えしたいと思います。

議 長 活動したことをどんどん書いてもらったらいいですよ。

事務局 はい、こちらでチェックしますので。

議 長 その他に何かありませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので、本日の農業委員会会議は閉会といたします。ご苦労様でした。

— 午後3時50分 閉 会 —